痴漢撲滅に向けた政策パッケージ実行連絡会議の開催について

令和5年8月3日 関係府省申合せ

- 1.「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2023(女性版骨太の方針 2023)」(令和5年6月13日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定)において、「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ」(令和5年3月30日関係府省取りまとめ)で取りまとめた施策について、関係府省が一体となって確実に実行することとされている。各施策の進捗状況を確認するためのフォローアップを継続的に行うため、痴漢撲滅に向けた政策パッケージ実行連絡会議(以下「会議」という。)を開催する。
- 2. 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

議長 内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課長 構成員 警察庁生活安全局生活安全企画課長 こども家庭庁成育局安全対策課長 法務省大臣官房参事官(総括担当) 文部科学省総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課長 国土交通省鉄道局鉄道サービス政策室長

- 3. 会議は、必要に応じ、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- 4. 会議の庶務は、内閣府男女共同参画局において処理する。
- 5. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、 議長が定める。